

三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三木町学校給食センター整備等事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく民間活力を活用する手法の導入にあたり、事業者の選定等必要な事項の調査・審議の公正性、透明性及び客観性を確保するため、三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業者選定基準の作成に関すること。
- (2) 応募書類等の審査及び評価に関すること。
- (3) 優先交渉権者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 三木町立小中学校の学校給食に関し豊富な知識を有する者
- (2) 建築設備等に関し専門知識を有する者
- (3) その他必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は、委員の互選によって定めるものとし、副委員長は、委員長が指名する。

- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が選任されるまでの間に開催される委員会については、三木町教育委員会が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、三木町教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第7条 委員会は三木町学校給食センター整備等事業に関する契約が締結されたときをもって、解散する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。